



報道発表資料の配付日時 3月1日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	「第2回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
概要	<p>【ポイント】 ユネスコ世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存活用に関する専門的な事項について、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べることを目的として設置された縄文遺跡群世界遺産専門家委員会が函館市で開催されます。</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)3月10日(金)14時00分～16時00分</p> <p>2 会場 フォーポイントバイシェラトン函館 3階 カメリアI (函館市若松町14番10号)</p> <p>3 議題 (1) 世界遺産委員会決議勧告bへの対応状況について (2) 2021年度縄文遺跡群経過観察年次報告書(案)について (3) 保存活用推進行動計画について (4) 各自治体における来訪者動向調査の現状について ほか 詳細は別紙参照</p> <p>4 報道機関への公開 「(4) 各自治体における来訪者動向調査の現状について」の議事終了まで(冒頭から1時間20分程度)を公開。 会議終了後(16時00分予定)、同会場において縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 稲葉信子委員長が囲み取材に対応。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 (場所) 渡島総合振興局 同時レク		
担当(連絡先)	(お問い合わせ先) 環境生活部 文化局 文化振興課 縄文世界遺産推進室 (担当者: 主幹 寒河江 正) TEL ダイヤルイン 011-204-5168 011-231-4111 (内線24-142)		





令和5年3月2日

報道機関 各位

三内丸山遺跡センター
(縄文遺跡群世界遺産事務局)

第2回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますので、貴媒体での取材・記事掲載・放送等に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 日時
令和5年3月10日(金) 14時00分から16時00分まで
- 会場
フォーポイントバイシェラトン函館 3階 カメリア I
(函館市若松町14番10号)
- 次第
別紙1のとおり
- 報道機関への公開等について
(1) 予定案件の「(4) 各自治体における来訪者動向調査の現状について」の議事終了まで(冒頭から1時間20分程度)を公開します。当日は公開終了時にアナウンスしますので、アナウンスに従って御退出願います。
(2) 会議終了後(16時00分予定)、同会場において縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 稲葉信子委員長が囲み取材に対応します。
- 縄文遺跡群世界遺産専門家委員会について
縄文遺跡群世界遺産専門家委員会は、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用に関する専門的事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べることを目的として、令和4年4月1日に設置されました。
※別紙2及び3のとおり
※縄文遺跡群の保存管理体制については、縄文遺跡群公式HPを御確認ください。



縄文遺跡群公式HP
(保存管理体制ページ)

報道機関用提供資料	
担当課	三内丸山遺跡センター
担当者名	世界文化遺産課 文化財保護主査 中澤 寛将
連絡先	017-782-9463
報道監	副所長 小関 英規

(ID : 73079)

第 2 回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会

日時：令和 5 年 3 月 1 0 日（金）

1 4 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分

会場：フォーポイントバイシェラトン函館

カメラ I

次 第

1. 開会

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会委員長挨拶

2. 議題

- (1) 世界遺産委員会決議勧告 b への対応状況について
- (2) 2 0 2 1 年度縄文遺跡群経過観察年次報告書（案）について
- (3) 保存活用推進行動計画について
- (4) 各自治体における来訪者動向調査の現状について
- (5) 遺産影響評価の取組状況について【以降、非公開】

3. その他

4. 閉会

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	現職	分野
委員長	いなば のぶこ 稲葉 信子	筑波大学名誉教授 放送大学客員教授	世界遺産
委員	みずのえ かずとも 水ノ江 和同	同志社大学文学部教授	考古学
	ねぎし よう 根岸 洋	東京大学大学院 人文社会系研究科准教授	考古学
	いしぎき たけし 石崎 武志	東京文化財研究所名誉研究員 東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター 客員研究員	文化財科学・ 保存科学
	もり ともこ 森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 准教授	景観
にしむら ゆきお 西村 幸夫	國學院大學 観光まちづくり学部教授	観光・ まちづくり	

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、縄文遺跡群世界遺産本部の設置に関する要綱第7条の規定に基づき、縄文遺跡群世界遺産専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門家委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 資産の保存活用に関する専門的な事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べること。
- (2) その他、縄文遺跡群世界遺産協議会長の求めに応じて、資産の保存・活用に関する専門的な事項について、意見を述べること。

(組織)

第3条 専門家委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、縄文遺跡群世界遺産本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 専門家委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、本部長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門家委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門家委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、特定の事項に関係する一部の委員による専門家委員会を招集することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者に専門家委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、専門家委員会を会合して開催できないときは、書面あるいは個別の聴取に代えることができる。

(事務局)

第8条 専門家委員会の事務は、縄文遺跡群世界遺産事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

令和4年4月1日一部改正